

発議第1号

米原市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

平成29年3月6日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 竹 中 健 一

提案理由

米原市議会の議員の定数を20人から18人に改めるため、この案を提出するものである。

## 米原市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

米原市議会の議員の定数を定める条例（平成17年米原市条例第211号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用する。

米原市議会の議員の定数を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市議会の議員の定数を定める条例</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、米原市議会の議員の定数は、<u>18人</u>とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用する。</u></p>	<p>米原市議会の議員の定数を定める条例</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、米原市議会の議員の定数は、<u>20人</u>とする。</p>